



再生手続は、資産や収入を再生計画を通じて利害関係人に公平に分配し、債務を減免するという制度です。破産と異なり、生活の本拠を保つたり、事業を継続したりすることができます。これには、①小規模個人再生とその特則である②給与所得者等再生の2種類があります。

## 個人再生の手続

再生債務者は再生手続の機関として、公平かつ誠実に手続を迫る義務や、必要な情報を債権者に開示する義務を負います。

「個人再生委員」が裁判所から選任される場合もあります。その場合は費用の予納が必要になります。

住宅資金特別条項(住宅ローンだけは遅滞分を弁済した上で、本来の支払を継続したり、リスケジュールしたりする)を使うためには、保証人などが保証を履行してから6か月を経過していないこと、住宅の上に住宅ローン以外の担保権がないこと等が必要です。

小規模個人再生の最低弁済額は、

- ① 債権100万円未満…総額
- ② 債権100万～500万未満  
…100万円
- ③ 債権総額が500万～1500万  
…5分の1
- ④ 債権が1500万円超～3000万  
…300万円
- ⑤ 債権が3000万超～5000万  
…10分の1

原則として、弁済期が3か月に1回以上到来し、最終の弁済期が認可決定から3年後となります(特別の事情があれば、5年まで延長されます。)

給与所得者等再生の最低弁済基準額は、可処分所得(平均年収や生活費から算定)の2年分相当額です。

相談・受任

受任通知書の発信

個人再生申立書の作成

個人再生申立書の提出

小規模個人再生開始

再生計画案の作成・提出

書面による決議

計画の認可(手続終了)

再生計画の遂行

①債権者名、残額、借入年月、用途のメモ  
②クレジットカード、請求書の関係書類一切をご持参ください。なお一部の債務に保証人がいる場合、保証人に説明の上、別途債務整理等が必要となります。

それまで厳しい取立てがあった場合でも、発信後は止みます。債権者が依頼者に直接催促することはありません。なお、個人再生手続の場合、予め債権者に根回しをし、債権者の了解を得ておくことが必要な場合もあります。

個人再生には、①将来において継続的又は反復して収入を得る見込②債務(住宅ローン等を除く)が5000万円以下であることが必要です。給与所得者等再生には①給与又はこれに類する定期的な収入を得る見込②収入額の変動幅が小さい見込③前7年以内に給与所得者等再生がないことが必要です。

給与所得者再生においては、この決議は不要です。小規模個人再生の場合、再生計画案に同意しない議決権が議決権総額の2分の1を超えないときは、再生計画案は可決されます。不同意がそれを超えた場合、再生手続は廃止されます。

やむを得ない事由で遂行困難になった場合、再生計画の変更(2年以内で延長)や免責の余地があります(ハードシップ免責。4分の3以上弁済の場合)。ハードシップ免責から7年は、給与所得者等再生ができません。

残債務は減免されることとなりますが、減免の対象とならない債権もあります(悪意や故意・過失に基づく損害賠償等)。